

京都市消防局訓令乙11号  
各部  
防災危機管理室  
消防学校  
各消防署

京都市消防団員服制規程の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

京都市消防局長 三浦孝一

別表第1合冬服の項中

「

男性用は、剣襟とし、女性用は、きざみ折り返し襟とする。  
消防団き章を付けた金色の金属製ボタン3個を1行に付ける。  
ただし、女性用は銀色の金属製ボタンとする。  
前面の下部の左右に各1個のふた付きポケットを付け、胸部の  
左に1個のポケットを付ける。  
形状及び寸法は、第4図1(1)ア及びイのとおりとする。

を

」

「

男性用は、剣襟とし、女性用は、きざみ折り返し襟とする。  
消防団き章を付けた金色の金属製ボタン3個を1行に付ける。  
ただし、女性用は銀色の金属製ボタンとする。  
前面の下部の左右に各1個のふた付きポケットを付け、胸部の  
左に1個のポケットを付ける。  
女性用の打合せは左前とする。  
形状及び寸法は、第4図1(1)ア及びイのとおりとする。

に

」

改め、同表夏服の項中

開襟とする。

地質と似た色のボタン6個を1行に付ける。ただし、女性用は、白色のボタン5個とする。

男性用は、胸部の左右に各1個のふた付きポケットを付け、当該ふたに1条のオレンジ色の線を入れ、ボタンで留める。

女性用は、胸部の左右に各1個のポケットを付け、1条のオレンジ色の線を入れる。

そでは、長そで及び半そでの2種類とし、長そでのそで口は、ボタンで留める。

形状は、第5図1のとおりとする。

を

開襟とする。

地質と似た色のボタン6個を1行に付ける。ただし、女性用は、白色のボタン5個とする。

胸部の左右に各1個のふた付きポケットを付け、当該ふたに1条のオレンジ色の線を入れ、ボタンで留める。

そでは、長そで及び半そでの2種類とし、長そでのそで口は、ボタンで留める。

女性用の打合せは左前とする。

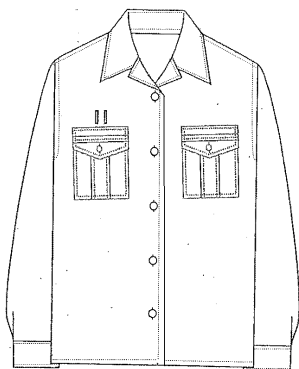
形状は、第5図1のとおりとする。

に

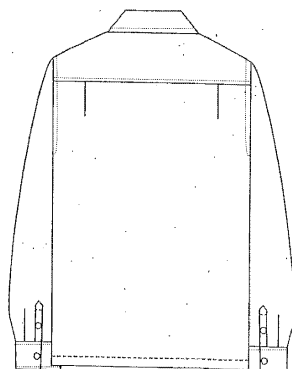
改め、同表第5図1（女性用）を次のように改める。

（長そで）

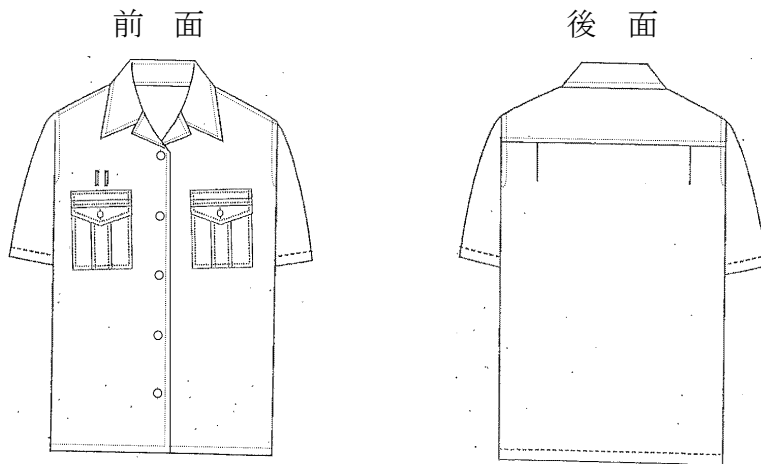
前 面



後 面



(半そで)



別表第2防火帽の項中「青色」を「濃紺メタリック色」に、「後面には」を「帽の左右の側面に、「消防団」の文字を銀色の反射材で入れ、帽の後面に」に改め、同表防火衣の項中

銀色の耐熱性防水布地
折り襟，シングルとし，掛け合わせに，フック3個を1行に付ける。 側腹部の左右に各1個のふた付きポケットを付け，後面の下部中央に箱ひだを付ける。 胴には，バンドを付ける。 左肩に肩掛けバンドを付ける そでは，長そでとし，そで口に締付バンドを付け，そで口の内側に水切りを付ける。 締付バンド上方には，1条の青色反射テープを巻く。 形状は，第2図のとおりとする。

を

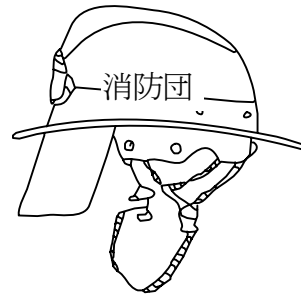
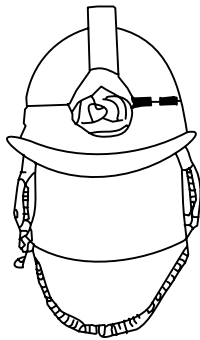
紺色の導電性を有する難燃性の布地とし，襟，肩及び腕にオレンジ色を配する。
平折襟とし，掛け合わせにファスナーをつける。 胸部の左及び側腹部の左右に雨ぶた付きポケットを付ける。 胴には，ベルトを付ける。 胸部の左右，後面の中央，すそ及びそでに反射布を縫い付ける。 後面の上部に，「VOLUNTEER FIRE CORPS」及び「KYOTO」の文字をオレンジ色の反射材で入れる。 形状は，第2図のとおりとする。

に改め，同

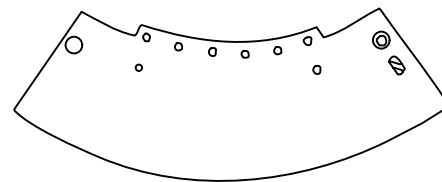
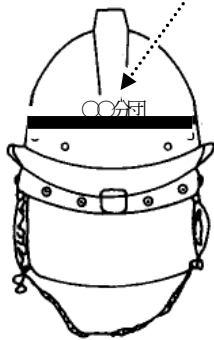
表訓練用防火帽の項及び訓練用防火衣の項を削り，同表安全ベストの項中「第5図1」を「第3図1」に、「第5図2」を「第3図2」に改め，同表京都市カラーガード隊被服の項中「第7図1(1)」を「第4図1(1)」に、「第7図1(2)」を「第4図1(2)」に、「第7図2(1)」を「第4図2(1)」に、「第6図2(2)」を「第4図2(2)」に、「第

6図3(1)ア」を「第4図3(1)ア」に、「第6図3(2)ア」を「第4図3(2)ア」に、「第6図4(1)ア」を「第4図4(1)ア」に、「第6図4(2)ア」を「第4図4(2)ア」に、「第6図5」を「第4図5」に改め、同表機甲分団ベストの項中「第7図」を「第5図」に改め、同表応急救護分団被服の項中「第8図1」を「第6図1」に、「第8図2」を「第6図2」に、「第8図3」を「第6図3」に改め、同表第1図1を次のように改める。

### 1 制式



分団名を明示する文字



しころ

別表第2第2図を次のように改める。



別表第2中第3図及び第4図を削り、第5図を第3図とし、第6図から第8図までを2図ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の京都市消防団員服制規程の規定による防火帽及び防火衣は、当分の間、これを使用することができる。

(消防局総務部庶務課)